

「日の丸・君が代」強制反対、 不起立処分を撤回させる **大阪ネットワークニュース**

3月25日、大阪府教育委員会会議は、君が代「口元チエック」通知を事実上撤回せざるを得なくなりました。府教委の異常な君が代起立斉唱強制は次々と破綻し始めました。府教育委員会議は、「国歌斉唱時の対応について」という決定で、起立行為または斉唱行為の一部だけを取りあげ「形式的に判断するのではなく」「公務の信頼性を維持するに十分な誠意ある姿勢・態度を各教職員が取つていいか否か」で判断すべきとしました。校長が教職員の口をみて歌つているかどうかチエックせよという現実離れした通知をなし崩し的に引き下げるを得なくなつたのです。違反者の報告についても1月16日付の報告書見本にあつた「起立はしたが不斉唱」といった例示を削除しました。府教委にこうせざるを得なくさせたのは大阪ネットが

3月24日 大阪府人
事委員会は一昨年の卒業式での不起立で戒告処分を受け、再任用を取り消された元高槻市教員の山田さんに対し、手続きに違法があると戒告処分の取り消しを決定しました。人事委員会は戒告を取り消しながら、再任用を取り消しは認めるという許しづらい態度を取りました。しかし、法的手続きを経ても無視して処分を強行した高槻市と府教委に最初の鉄槌が落とされたのです。さらに、この卒業式で2回目の不起立となつた府立高校教員の梅原さんに對してはどうとう減給処分を下すことができませんでした。減給処分の差し止め訴訟で府教委は「府条例は累積加

卒・入学式の不起立者を処分するな もちろん府教委は攻撃をあきらめたのではありません。3月27日には、今春の府立学校卒業式で不起立であつた6校6名の教職員を戒告処分にしました。また、入学式の不起立教職員に対して「事情聴取にこい」と「職務命令」まで発し、引き続き懲戒処分を続けるつもりです。私たち大坂ネットは3月27日の当日、当該教職員に対する「研修」と処分辞令交付に対し、府教委前で抗議と励ましの活動を行いました。

今春卒業式での府教委、管理職の攻撃の大起立の確認を複数校の校長が執拗に迫ったことです。座るに違いないと校長の予断と偏見の下に態度を迫られた方もいます。パワーハラ行为そのものです。不起立者を同僚から非難させたり、職務命令書を渡して担任を卒業生の前から追い出した校長もいます。府教委は君が代斎唱時の不起立については引き続き異常な攻撃を続けようとしています。これらの行為が憲法の保障した「思想・良心の自由」「沈黙の自由」にじる行為であることは明白です。

の前日に送つてくるなど、人事委員会自らが書を放置したり、種々の通知書面を反論期限妨害しているとしか思えない挙に出たり、あえるいは山田さん（元高槻市教員）の例のように散々決定を待たせたあげく、再任用拒否についての不服申立を棄却したり（4面参照）、決して闘いは容易なものではありません。しかし、各学校現場で、人事委員会、裁判の場で闘いは継続し続けています。これら現に闘っている人々を支援・連帯すると共に、大阪ネットに結集し、「日の丸」とを訴えます。

第5号

2014年4月18日発行

〒543-0038 大阪市中央区内淡路町

1-3-11シティーコープ上町402

共同オフィースSORA気付「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット

運動の力で「口元チエック」を実質撤回させる
府教委は「君が代」不起立処分を撤回せよ

不起立者の処分撤回
争と連帯し、処分撤回
を勝ち取ろう

教育の国家支配に反対する2・11大阪集会報告
「日の丸・君が代」強制反対を軸に、今後

「日の丸・君が代」強制反対大阪ネットは2月11日に、教育の国家支配に反対する大阪集会を開催しました。五百名を上回る市民・教職員の参加を得ました。安倍政権による反動化攻撃、また大阪では橋下・維新の会による職場への管理・弾圧体制が強まる中で、これだけの多数の人が参加したことには大きな意義があります。

最初に大阪ネット代表黒田伊彦より基調報告を行いました。主旨は以下のようなものでした。
①安倍政権の改憲、愛国心攻撃は憲法9条の否定。天皇明仁を第二百二十五代と称するのではなく、皇國史觀の継続
②大阪では「君が代」不起立者のうち11名がグループZAZAに結集し、大阪ネット・弁護士と共に人事委委員

国民総動員体制と教育
「破壊」攻撃反対を訴
える

会・裁判闘争を闘つて
いる③大阪府の起立強
制は愛国心教育のため
の教育方法。最高裁の
判例を越えて2回で減
給処分。それ自体が違
憲④大阪の条例は憲法、
国旗国歌法、学習指導
要領、最高裁学テ判決、
すべてに違反している
⑤不起立を罰するのには
天皇・国家への敬意を
表明しないのは悪いこ
とだとの観念を子ども
に植え付けるもの。こ
れは憲法26条、13条に
反する⑤大阪府・市教
委は「一口元チエツク」
通知を発出した。大阪
ネットは通知撤回署名
八千筆を府教委に提出
した⑥安倍政権の戦争
政策への国民動員体制
作りは教育をターゲッ
トにしている。教科書
検定基準見直し、道徳
教科化、教育委員会改
編、自衛隊体験学習等々。
⑦過去の加害に向き合
わぬ歴史認識を持つ安
倍の下で国民動員体制
が作られつつある。こ
うした状況と闘う諸団

体・個人の意思を結集した4月20日日比谷での集会を経て、全国ネットワークの結成を目指そう。

三宅晶子さん講演——
ドイツと日本の現在・過去を振り返り、日本の「忘却の文化」から現在の危機を考える

次いで三宅晶子さんから、「思想・良心の自由と教育の現在——ドイツ・日本の思想弾圧と戦後『想起の文化』を検証しつつ」と題する講演を受けました。それは、半年で独裁国家に変えられたドイツと、日本の歴史を検証しつつ、現在の危機と課題を真剣に考えると、いう問題意識に貫かれたものでした。

最初に三宅さんは、年表をひもときつつドイツではたった半年で独裁体制ができるがあつたと述べました。ナチスは32年総選挙で第1党に、共産党を国会から追放し、33年3月末

には「全権委任法」を可決。日本もよく似た状況になつていなかつとの指摘を受けました。焚書、社民党禁止等を経て7月には独裁体制が確立されました。その後、ユダヤ人、障がい者、ヒトラーの政敵への弾圧が続いていきます。

次いで日本では、20年森戸辰男のクロポトキン論文の発禁処分から始まり、26年の共産党弾圧までの数々の虐殺・弾圧。また32年の上海事件から43年学徒出陣に至る議員への弾圧や宗教者への弾圧。

三宅さんは次いで、戦後の状況、ことに日本とドイツの憲法の違いに話題を転じました。

9条を持つ日本国憲法は第1章に天皇のこととを規定している。ドイツ憲法は第1条で「人間の尊厳は不可侵」から始まり、第4条で軍務は強制されない、12条で兵役拒否の場合の代役従事、20条でドイツが民主的社會的な連

ドイツではホロコーストをどう伝えたかと日本の戦後の歩みを比較しました。これは日本の戦争責任・戦後責任を考える大きな問題提起でした。79年ナチ戦犯の時効が廃止された。70年ブランツ首相はワルシャワゲットー蜂起記念碑前でひざまずいた。85年ワイツゼッカーダ統領は若い人の戦後責任を語った。94年ヘルツォーク大統領は、ワルシャワ蜂起50周年で許しを乞うた。99年強制労働被害者団体との交渉でヨハネス・ラウ大統領も謝罪の言葉を述べた。06年の独仏歴史教科書には「戦争の想起はドイツのナショナルアイデンティティを作り上げていく」と記述している。一方日本では85年中曾根の靖国参拝があり、「日の丸」「君が代」の強制官房長官談話、95年村山首相談話があつたものの、その後の状態は

イツの「想起の文化」の実態を語った後、新教育基本法について言及しました。新教育基本法は教育の目標という項目を作り五点にわたり具体的な態度を養う、としているが、これは信じられないことだ。「不等な支配に服することなく」という文言は残つたが、これは当時の伊吹文科相が述べたように、都道府県知事の政治的思潮で違う教育が行われることを防ぎ、学習指導要領に基づく教育は不等な支配に当たらないということを云わんがためのものである。

最後に三宅さんは参考になることを少し、ということをこう述べた。ドイツの独裁に至る全過程は注意をそらすことだった。考えることをしたくない人々には、独裁は見えなくしていい口実になつた。すべての「小さな措置」が将来何をもたらすか、注意深く理解しようと

邦国家であること、
条で死刑廃止を明記す
るなど、やはり日本と
大きな違いがある。

る。我々の知るとおりであります。



大阪の被処分者、支援弁護団挨拶——行政の一方的価値体系の押しつけに反対

していなければ、一日
一日事態が進展してい
ることがわからなかつ
た、と。それが発端だ
と互いに確信を持ち抵
抗していくことが大切
だ、と。

さんが代表して挨拶を行いました。おかしいことをおかしいと言える自分を誇らしく思うこと、現場では当日起立するかどうか確かめられて役割分担を決めることができがまかり通つていること、ビラを撒くなどといった攻撃があること等を暴露しました。

弁護団を代表して池田弁護士は、弁護団は憲法や日本の君をベースにして個々人の弁護に当たること、不服申立の結論が出土後不服なら行政訴訟になること、教育公務員が生徒に態度表明することは、人権の歴史から保障されねばならないこと、行政による一方的価値

ヘイドスピーチと運動している、毎火曜日府
庁前集会を開いている
と発言。「『ともに学
びともに生きる教育』
日本一の大阪に！ネッ
トワーク」の鈴木さん
は、日本は国連障害者
権利条約に批准してい
るのに、障がい児・生
徒が支援学校に送られ
ている現状を訴え。
「止めよう原発！関西
ネットワーク」のばお

と発言。3・5都構想反対集会への参加を呼びかけ。「朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪」の大村さんは、無償化除外・補助金カットはレイシズム、

んさんは、ガレキ焼却に関連して逮捕者が出来たこと、それでもダメなことはダメと云つていきたいと述べられ、3・9さよなら原発闘西行動への参加を呼びかけ。「子どもに渡すな！あぶない教科書大阪の会」の伊賀さんは、検定審議会が改定案を定め、下村文科相が早々と新基準を告示し、4月からの中学校教科書検定に適用する

「ピース大阪の危機を考える連絡会」の鈴木さんは、リニューアル構想で残酷なものをみな排除、世界もしたのだから日本も仕方なかつたという理屈で大阪空襲が理解できるか、と訴え。『日本軍『慰安婦』問題・関西ネットワーク』の岡田さんは糀井会長の発言についてN HKに抗議文を提出、糀井発言支持の橋下は許せないと糾弾。「秘密保護法廃止ロツクアクション」の日高さんは、12・6を忘れない、悪法に対しては粘り強い行動を、と訴え。『靖国合祀イヤで

すアジアネットワーク」の徐さんは、安倍首相に靖国参拝違憲訴訟の原告に！平和的生存権の主張をしていく、と発言。最後に福島からの避難者で原発賠償関西訴訟原告のSさんが、被害者には避難の権利がある、何も知らないところに引っ越してきてたが、今生きていることを伝えたい、と訴えられました。

訴えました。第一に、まとめて下さい、次のように
事務局の井前が、まとめて下さい、次のように
めを行ひ、次のように
2・3月卒業式から入
学式の前後まで弁護士
による相談会を開くこと。
と。第二に、式当日大
阪ネット作成のリーフ
レットを配布してほしい
こと。第三に、処分の
可能性がある時の緊
急行動に参加してほしい
こと。第四に、人事
委員会審理、裁判傍聴
を行つてほしいこと。
最後に、4月20日日比
谷集会に参加を。
集会参加者は会場か
らなんばまで、デモを
力強く敢行したことを
報告しておきます。

●第14回 山田さんを支える会 14時、高槻市民会館206号室。箕面忠魂碑訴訟原告・古川佳子さんのお話「忠魂碑・靖国・天皇制について伝えたいこと」。主催;山田さんを支える市民の会。

● 奥野さん大阪地裁第
4回 口頭弁論 16時(、
大阪地裁 809号 法廷。

4月21日(月) 集会・主催：「4・20実行委員会／許すな！」
安倍政権の改憲・教育代「強制止めよう！」
破壊全国ネットワーカー(準備会・仮称)
料)。

4月
20日(日)

「戒告処分取消」は良！
「再任用合格取消の撤回

（元）高槻市立小学校教員 山田 肇

2012年3月の卒業式での『君が代』不^可能

業式での『君が代』不起立に対する戒告処分と再任用合格取消の撤回を大阪府人事委員会に不服申立て以来、昨年8月から3回の口頭審理、そして、2月

わらず、「市教委の議決を経ない内申による本件処分は」「適法な内申を欠いた懲戒処分」というべきであり、本件処分は、違法な処分といわざるをえない。」からでした。つまり、私の戒告処

うな人り、「
のお事消戒
か、委さ告
！」員れ処
罪会た分
」はの「
を、には
問今、取

を経て、大阪府人事委員会が3月24日付けで「裁決書」を出しました。その「裁決」は、2・「再任用合格の取消しの撤回を求める不服申立ては、これを棄却する」というもので

分は、高槻市の5人の教育委員会議において議決・承認されておらず、教育長の「専決」で行つた「市教委の内申」は、地教行法第38条第1項に違反しており、「戒告処分を取り消す」と人事委員会が裁決したということです。

私の「戒告処分」
は天下晴れて取り
消された！

人事委員会が、戒告処分を取り消したのは、「市教委の内申が、府教委の懲戒処分の手続要件」であるにもかか

筒井豊氏は、最終書面
21ページ中、9ページ
も使って、この市教委
の内申は、教育長の
「専決」でいける、
「法令の根拠を要しな
い」と長々と書いてい
たにもかかわらず、筒
井氏の「主張」はすべ
て吹っ飛び、私の戒告

件処分を受けたことをもつて本件（再任用）合格決定の取消しの裁量判断における斟酌事由とすることはできないが、卒業式において申立人が起立齊唱しなかつた事実は争いがなく、したがつて、その他の諸事情とともに、起立齊唱の職務命令に

立斎唱の職務命令に反したことについて」は、「（再任用）合格決定の取消し」に関する「斟酌」＝判断材料にするぞ、と言つてゐるのです。

「戒告処分」が取り消された者に、なぜ、府教委があげる「罪状」や最高裁判決が関係あるのでしょうか？

再任用合格を取り消す理由も当然吹き飛び、再任用合格取消は撤回されねばおかしいではないか！「処分」が取り消された者に、今なお、人事委員会は「罪」を問うのか！大阪府人事委員会は、たとえ、処分が取り消されたとしても、職務命令に違

反して『君が代』で不起立したお前の「罪」は消えないぞ、というのでしょうか！お前の「前科」は一生消えないのだから、再任用合格取消は当然というのでしょうか？怒り心頭！こんなことを認める訳にはいきません。裁判に進みます。再任用合格取消の撤回へ闘います！ご支援をよろしくお願いします。

山田 肇

取消を棄却しました。これに、大きな怒りを感じます。

また、「儀礼的慣例的所作」とか「間接的制約」という最高裁判決を使つて「職務命令は思想・良心の自由を侵害しない」と、人事委員会の「裁決」でも書いています。そしよ

[会員になって下さい](#)

大阪ネットワークの会員になって皆さんの力で運動を支えてください。

年会費 個人2000円 団体3000円

振込先(郵貯) 00950-0-302981

口座名 「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット